ご挨拶

初めまして。私たちは、
弁護士法人たんご法律事務所と申します。
丹後地域を中心に、地元に密着して、
最良の法的サービスが提供できるよう、
日々精進しております。

ここ丹後地域で、比較的多いご相談の一つに、
相続に関するご相談があります。
単純なことから、複雑なことまで、
様々なご相談をお伺いしておりますが、
何かと遠慮しがちな相談事であるだけに、
法律専門家にご相談されないままに、
事だけが進んでしまって、後に、
多大な不利益を被ってしまったという方が、
少なくないように思います。

そんな理不尽なことは放置されてはいけません。どんな小さなことでも結構です。
相続に関して、疑問に思うことがあれば、
ご遠慮なく、ご相談下さい。

本書を開いて頂いたのも何かのご縁です。
この機会に、ぜひご遠慮なく、ご相談下さい。

弁護士法人たんご法律事務所

https://www.tango-lpc.com

最寄りの事務所でご相談をお伺いします。

（宮津事務所）
〒626-0041　京都府宮津市鶴賀2054-1
宮津商工会議所2階
TEL 0772-20-1122
FAX 0772-20-1133

（峰山事務所）
〒627-0037　京都府京丹後市峰山町富貴屋35
サンロードエイト西側2F
TEL 0772-69-5522
FAX 0772-69-5523

（烏丸事務所）
〒604-0862　京都府京都市中京区少将井町22
シカタオンズビルディング302
TEL 075-255-5321
FAX 075-225-5322

ホームページをぜひご覧ください

たんご法律事務所　検索

相続に関する相談の

ご案内

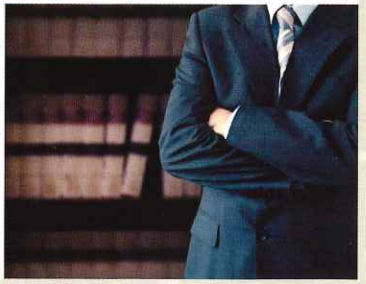

弁護士法人
たんご法律事務所

（京都弁護士会所属）

よくあるご相談のご紹介

初期のご相談

これから大変だなぁと悩んだときは、
１つ１つ初歩的なところから解決していきましょう。

その１　相続人の範囲は？

お亡くなりになった方の遺産について、
誰が相続人になるのかという問題があります。
本来の相続人が既にお亡くなりの場合は、
そのご子息が相続人となることもあります（代襲相続といいます。）。
相続人が誰か？という簡単そうなことでも、
とても複雑になることもあります。
ご不明な点があれば、ぜひご相談下さい。

その２　法定相続分はどれぐらい？

配偶者とご子息が遺された場合、
配偶者が２分の１、ご子息が２分の１（ご子息が複数の場合は、等分）と単純ですが、
ご子息がない場合、配偶者の法定相続分は２分の１とは限りません。故人のご父母がご在命の場合、兄弟姉妹がいらっしゃる場合、
場合によって、大きく変わってきます。
ご不明な点があれば、ぜひご相談下さい。

その３　多額の借金・滞納税が遺された場合？

多額の借金・滞納税などのマイナスの遺産があるかもしれないという場合、相続放棄という手続を取ることによって、プラスの遺産の相続もできなくなりますが、マイナスの遺産の相続をしなくても済むかもしれません。
しかし、気をつけなければならないのは、
相続放棄ができるのは、「相続開始を知った日」から、３ヶ月以内とされていることです。
プラスの遺産を上回るほどのマイナスの遺産がある可能性がある場合、取り返しがつかないことになる前に、速やかにご相談下さい。

込み入ったご相談

まだ先の話です。今日のところは、そんな相談もあるんだなぁという感じで、軽い気持ちでお読み下さい。

その４　遺産分割はどう進めたらよいの？

相続人の間（その１ご参照）において、様々なご事情を考慮して、良く話し合って、決めて頂ければと思います。
「様々なご事情」とは、先の①相続分（その２ご参照）はもちろんですが、②生前に、故人に貢献した程度（寄与分といいます。）や、③生前に、故人から受けた利益の程度（特別受益といいます。）、④今後の祭祀のご負担のことなど、ご考慮頂いた方がよいことは多数あります。

いろいろな方の想いが交錯することがあり、
当事者間で話し合いがうまくいかないことも
少なくありません。
その場合には、弁護士が間に入ったり、家庭裁判所に間に入ってもらったりして（遺産分割調停・審判）、解決をする方法もあります。
これもよくあるご相談です。
声の小さい人が不利益を被ることがないよう、
ご遠慮なくご相談下さい。

その５　遺言ですべて決まっていたら？

お亡くなりになった方に、遺言があった場合、
遺産を誰にどのように相続させるかが、
決まっていることがあります。
相続できなかったときに、諦めないといけないかというと、必ずしもそうではありません。
遺留分という権利がある場合には、一定の遺産を相続できることがあります（遺留分侵害額請求といいます）。例えば、ご子息の場合、本来の法定相続分の２分の１の遺留分があります。
これもよくあるご相談です。
ご遠慮なく、ご相談下さい。

その他よろず相談

その他にも、相続に関するご相談は、山ほどあります。
どんなご相談でもご遠慮なくご相談下さい。

その６　遺産調査

遺産があるのかないのか分からない。あったとしてどの程度あるのか分からない。弁護士による調査で判明することもあります。ご相談下さい。

その７　損害賠償請求

交通事故など、誰かの故意・過失で、お亡くなりになってしまったとしたら、その加害者に対して、損害賠償請求できます。交通事故の保険金についても、弁護士が間に入って交渉することで、賠償金額が高額になることもあります。

その８　相続財産清算人

資産を上回る負債があって、全員相続放棄をしたのはいいけれど、その後の財産の管理処分はどうしたらよいのでしょう。そんなときは、裁判所に相続財産清算人の選任を申し立てることができる場合があります。それにより、相続放棄しても、立て替えた費用が戻ってくることもあります。

その他　様々なご相談

身近な人が亡くなると色々なことを考えるようになるかもしれません。①遺言がなくてもめてしまったので、自分は遺言を作成しようかとか（遺言作成）、②お亡くなりになった方が面倒を見ていた人のお世話を今後誰がするのかとか（成年後見人等申立）、どんな小さなご相談でも結構です。お力になれるかもしれません。ご相談下さい。